

6. その他のサービス

■いきがい

事業名等	内 容	問い合わせ先
元気サロン	高齢者が、動かしやすい体づくりをしながら、交流も図れる場として、地域の皆さんが「身近な場所（集会所等）」で「週1回」「5人以上が集まり」「体操を続ける」ことをサポートします。開設前の説明や定期的な体力測定も行います。	三次市 社会福祉協議会 地域福祉課 (0824) 63-3340
ふれあい いきいきサロン	高齢者・障害者等が、身近な場所に気軽に出かけていき、仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることをめざす交流活動で、地域のボランティアが主体となって開設・運営されています。	三次市 社会福祉協議会 地域福祉課 (0824) 63-3340
ボランティア活動	ボランティア活動に参加したい方とボランティアを必要とする方に対して、相談や活動先の紹介を行っています。また介助の技術や手話・点字などの講座、活動機材やボランティア室の提供、活動への援助や情報を提供しています。	三次市 社会福祉協議会 地域福祉課 (0824) 63-3340
老人クラブ活動	高齢者の知識および経験を生かし、生きがいおよび健康の増進、社会奉仕を目的としてさまざまな活動を行っています。多様な社会活動を通じて老後の生活を豊かなものにし、明るい長寿社会づくりを目的として組織されたクラブです。 市内に約100の単位老人クラブがあります。	三次市 老人クラブ連合会 (0824) 63-5680

■生活

事業名等	内 容	問い合わせ先
ふれあい収集	家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者または障害者の世帯の在宅生活を支援するため、戸別に訪問して家庭ごみを収集します。	環境政策課 (0824) 66-3449
消費生活相談	消費生活に関する相談、悪質商法等に対する対処方法についての相談を受け付けます。	三次市消費生活 センター（市民課） (0824) 62-6222
三次市民バス （君田、布野、 作木、吉舎、三 和および甲奴地 域）	身体・療育または精神障害者保健福祉手帳の所持者、介護保険の要支援以上の認定を受けている方およびその介護者等は無料となります。 手帳や要介護認定が確認できる介護保険証の提示が必要です。	まちづくり交通課 (0824) 62-6247
高齢者運転免許 自主返納支援事 業	65歳以上（返納時点）の方で、有効期間内の運転免許証を警察に自主返納した方に、タクシー利用助成券などを交付しています。（返納から3か月以内の申請が対象）	まちづくり交通課 (0824) 62-6247
相乗りタクシー 事業（旧三次市 管内のみ）	最寄りの駅やバス停から700m以上離れた場所に住む20歳以上の運転免許証を所有していない方、または所有しているが自動車・バイク等を所有していない方を対象に、タクシーを公共交通として共同（2人以上）で利用するときに使える助成券を交付しています。	まちづくり交通課 (0824) 62-6247